

(1) 世界文化遺産の概要等

調査の結果	説明図表番号
<p><b>ア 世界文化遺産の登録数</b></p> <p>世界文化遺産は、世界遺産条約に基づき、ユネスコに設置された世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載された記念工作物、建造物群及び遺跡を指し、平成 27 年 7 月現在、全世界で 802 遺産が登録されている（そのほか、自然遺産 197 遺産、複合遺産(注 1)32 遺産が登録）。</p> <p>(注 1) 文化遺産及び自然遺産の定義（の一部）の両方を満たすものを「複合遺産」という。</p> <p><b>イ 世界遺産条約の概要</b></p> <p>世界遺産条約は、ユネスコによるエジプトのアブシンベル神殿を救済する国際キャンペーンの成功(注 2)などを契機として、文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要との観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的として、昭和 47 年の第 17 回ユネスコ総会で採択された（昭和 50 年に条約発効。平成 27 年 7 月現在、締約国は 191 か国）。</p> <p>(注 2) 1960 年代、エジプトのナイル川にアスワンハイダム の建設計画が持ち上がり、アブシンベル神殿に代表される「ヌビア遺跡群」に水没の危機が発生した。エジプト及びスーダン両政府からの要請を受けたユネスコは、ヌビア遺跡群救済キャンペーンを展開し、遺跡の移築と保護を世界中に訴え、呼び掛けに応じた多くの国の協力により、遺跡はダム建設の影響を受けない高い場所に移築された。</p> <p>世界遺産条約は、全 38 条から成り、その主な規定は、次のとおりとなっている。</p> <p>(ア) この条約により世界遺産として保護の対象となる物件(注 3)は、記念工作物、建造物群及び遺跡（文化遺産）、自然の地域等（自然遺産）で顕著な普遍的価値を有するものとする（第 1 条、第 2 条）。</p> <p>(注 3) 世界遺産の対象となる物件は、有形の不動産であり、動産あるいは動産になり得る可能性のある不動産は対象外とされている。</p> <p>(イ) 締約国は、自国内に存在する遺産を保護する義務を認識し、最善を尽くす(第 4 条)。また、自国内に存在する遺産については、保護に協力することが国際社会全体の義務であることを認識する（第 6 条）。</p> <p>(ウ) ユネスコに世界遺産の保護のための政府間委員会(世界遺産委員会)を設置する。同委員会は、締約国から選出された 21 か国で構成される（第 8 条）。</p> <p>(エ) 世界遺産委員会は、各締約国が推薦する候補物件を審査し、顕著な普遍的価値を有すると認めるものの一覧表を「世界遺産一覧表」の表題の下に作成し公表する。また、同一覧表に記載されたもののうち、急激な都市開発や武力紛争、自然災害などにより、重大で特別な危険にさらされている遺産については、保護の必要性を国際社会に訴えるため、危機遺産リストに記載し公表する（第 11 条）。</p>	図表 1- (1) -①

調査の結果	説明図表番号
<p>(オ) 世界遺産委員会は、締約国からの要請に基づき、世界遺産一覧表及び危機遺産リストに記載された物件の保護のための国際的援助の供与を決定する。同委員会の決定は、出席しかつ投票する構成国の3分の2以上の多数による議決で行う（第13条）。同委員会が供与する国際的援助は、調査・研究、専門家派遣、研修、機材供与、資金協力等の形をとる（第22条）。</p> <p>(カ) 締約国の分担金（ユネスコ分担金の1%を超えない額（我が国の平成27年度の分担金は約3,900万円））及び任意拠出金、その他の寄附金等を財源とする世界遺産の保護のための基金（世界遺産基金）を設立する（第15条、第16条）。</p> <p>(キ) 締約国は、教育・広報活動を通じて、自国民が世界遺産を評価し尊重することを強化するよう努める。また、世界遺産を脅かす危険並びにこの条約に従って実施される活動を広く公衆に周知させることを約束する（第27条）。</p> <p>なお、世界遺産条約の履行については、世界遺産委員会において「世界遺産条約履行のための作業指針」（以下「作業指針」という。）が策定されており、世界遺産の定義、世界遺産一覧表への記載や登録遺産の保護などに関して、世界遺産条約の条文には規定されていない詳細かつ具体的な手続等が規定されている。</p>	
<p><b>ウ 世界遺産への登録基準</b></p> <p>上記のとおり、締約国から推薦された候補物件（資産）が世界遺産として世界遺産一覧表に記載されるためには、世界遺産委員会において、顕著な普遍的価値を有すると認められる必要がある。</p> <p>作業指針では、この顕著な普遍的価値について、「国家間の境界を超越し、人類全体にとって現在及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値を意味する」とされており、ある資産が次の3つの条件（「評価基準」、「完全性、真正性」及び「保護管理体制」）を満たしている場合に、当該資産は顕著な普遍的価値を有するとみなされるとしている。</p> <p><b>(ア) 評価基準</b></p> <p>ある資産が顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、人類の創造的才能を表す傑作であることなどの10項目の評価基準のうち、一つ以上を満たしている必要がある。</p> <p>なお、10項目の評価基準のうち、6項目が文化遺産に関するもの、4項目が自然遺産に関するものとなっている（複合遺産はこの両者の基準を満たすもの。）。</p> <p><b>(イ) 完全性、真正性</b></p>	<p>図表1-(1)-②</p> <p>図表1-(1)-③ - i</p>



調査の結果	説明図表番号
<p><b>(7) 管理計画の策定</b></p> <p>世界遺産委員会は、世界遺産一覧表記載への審査を厳格化し、資産の顕著な普遍的価値の現在及び将来にわたる効果的な保護を担保するため、平成 17 年に作業指針の改定を行い、締約国が世界遺産委員会に世界遺産一覧表記載への推薦を行う際の推薦書に、資産の管理計画（管理計画はないが管理体制が存在する場合は、管理体制を説明した文書）を添付することを求め(注 5)、これらの資料が含まれない推薦書は不完全とみなされることを明文化した。</p> <p>(注 5) 資産の法的保護措置や管理体制については、世界遺産条約の初期段階から推薦書に記載すべき事項とされていたが、これを更に詳細な形で明示することを求めたものである。</p> <p><b>(4) 定期報告の義務化</b></p> <p>世界遺産委員会は、世界遺産一覧表に記載された遺産の世界遺産としての価値を維持し、そのために必要な措置を講ずることが世界遺産条約の履行における同委員会の重要な役割であるとの認識に基づき、平成 10 年の第 22 回世界遺産委員会において、各締約国が自国に所在する世界遺産の保護の状態等に関して定期的に世界遺産委員会に報告を行うことを決定した(注 6)。</p> <p>(注 6) 定期報告については、世界遺産条約第 29 条で仕組みは定められていたが、それまで実施には至っていなかったものであり、第 22 回世界遺産委員会において明確な手順が決定され、平成 12 年から実施された。</p> <p>各締約国は、i) 世界遺産条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置、その他の措置など、世界遺産条約に定められた締約国としての義務や責任全体に関する報告、ii) 個々の世界遺産の保護状態に関する遺産物件ごとの報告について、定められた様式により 6 年ごとに世界遺産委員会に提出することとされている(注 7)。</p> <p>(注 7) 各締約国は、アラブ諸国、アフリカ諸国、アジア・太平洋諸国、ラテンアメリカ・カリブ諸国、ヨーロッパ・北アメリカ諸国の 5 地域に分けられ、毎年 1 地域が報告を提出する。</p> <p>提出された報告は、世界遺産委員会の事務局である世界遺産センター及びイコモスの評価を経て、世界遺産センターが報告書を取りまとめ、世界遺産委員会において地域ごとに報告書の審査が実施されている(注 8)。</p> <p>(注 8) 世界遺産委員会における各地域の報告書の審査は、1 巡目は平成 12 年から 18 年、2 巡目は 22 年から 26 年にかけて実施された。 我が国は「アジア・太平洋諸国」に属しており、1 巡目は平成 15 年、2 巡目は 24 年の世界遺産委員会において報告書の審査が実施された。</p> <p>なお、各締約国からの定期報告で問題点が提起された場合、世界遺産委員会は慎重に審査を行い、各締約国に助言を行うこととされ</p>	

調査の結果	説明図表番号
<p>ている。</p> <p><b>(ウ) 資産に影響を与える現状変更の事前報告</b></p> <p>前述の平成 17 年の作業指針の改定により、世界遺産一覧表に記載されている世界遺産において、資産の顕著な普遍的価値に影響する可能性のある大規模な復元や新規工事を行う場合は、締約国は事前に世界遺産委員会に報告することが明記された。</p>	

図表 1－(1)－① 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成 4 年条約第 7 号）〈抜粋〉

## I 文化遺産及び自然遺産の定義

### 第 1 条

この条約の適用上、「文化遺産」とは、次のものをいう。

記念工作物 建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居並びにこれらの物件の組合せであって、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

建造物群 独立し又は連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

遺跡 人工の所産（自然と結合したものを含む。）及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの

### 第 2 条

この条約の適用上、「自然遺産」とは、次のものをいう。

無生物又は生物の生成物又は生成物群から成る特徴のある自然の地域であって、鑑賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

地質学的又は地形学的形成物及び脅威にさらされている動物又は植物の種の生息地又は自生地として区域が明確に定められている地域であって、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有するもの

自然の風景地及び区域が明確に定められている自然の地域であって、学術上、保存上又は景観上顕著な普遍的価値を有するもの

### 第 3 条 （略）

## II 文化遺産及び自然遺産の国内的及び国際的保護

### 第 4 条

締約国は、第 1 条及び第 2 条に規定する文化遺産及び自然遺産で自国の領域内に存在するものを認定し、保護し、保存し、整備し及び将来の世代へ伝えることを確保することが第一義的には自国に課された義務であることを認識する。このため、締約国は、自国の有するすべての能力を用いて並びに適当な場合には取得し得る国際的な援助及び協力、特に、財政上、芸術上、学術上及び技術上の援助及び協力を得て、最善を尽くすものとする。

### 第 5 条 （略）

### 第 6 条

1 締約国は、第 1 条及び第 2 条に規定する文化遺産及び自然遺産が世界の遺産であること並びにこれらの遺産の保護について協力することが国際社会全体の義務であることを認識する。この場合において、これらの遺産が領域内に存在する国の主権は、これを十分に尊重するものとし、また、国内法令に定める財産権は、これを害するものではない。

2・3 （略）

### 第 7 条 （略）

### Ⅲ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会

#### 第8条

- 1 この条約により国際連合教育科学文化機関に、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会（以下「世界遺産委員会」という。）を設置する。（中略）同委員会の構成国の数は、この条約が少なくとも40の国について効力を生じた後における最初の総会の通常会期からは21とする。
- 2・3 （略）

#### 第9条・第10条 （略）

#### 第11条

- 1 締約国は、できる限り、文化遺産及び自然遺産の一部を構成する物件で、自国の領域内に存在し、かつ、2に規定する一覧表に記載することが適当であるものの目録を世界遺産委員会に提出する。（以下略）
- 2 世界遺産委員会は、1の規定に従って締約国が提出する目録に基づき、第1条及び第2条に規定する文化遺産及び自然遺産の一部を構成する物件であって、同委員会が自己の定めた基準に照らして顕著な普遍的価値を有すると認めるものの一覧表を「世界遺産一覧表」の表題の下に作成し、常時最新のものとし及び公表する。（以下略）
- 3 （略）
- 4 世界遺産委員会は、事情により必要とされる場合には、世界遺産一覧表に記載されている物件であって、保存のために大規模な作業が必要とされ、かつ、この条約に基づいて援助が要請されているものの一覧表を「危険にさらされている世界遺産一覧表」の表題の下に作成し、常時最新のものとし及び公表する。危険にさらされている世界遺産一覧表には、当該作業に要する経費の見積もりを含むものとし、文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件であって、重大かつ特別な危険にさらされているもののみを記載することができる。このような危険には、急速に進む損壊、大規模な公共事業若しくは民間事業又は急激な都市開発事業若しくは観光開発事業に起因する滅失の危険、土地の利用又は所有権の変更に起因する破壊、原因が不明である大規模な変化、理由のいかなを問わない放棄、武力紛争の発生及びそのおそれ、大規模な災害及び異変、大火、地震及び地滑り、噴火並びに水位の変化、洪水及び津波が含まれる。同委員会は、緊急の必要がある場合にはいつでも、危険にさらされている世界遺産一覧表に新たな物件の記載を行うことができるものとし、その記載について直ちに公表することができる。
- 5～7 （略）

#### 第12条 （略）

#### 第13条

- 1 世界遺産委員会は、文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件であって、締約国の領域内に存在し、かつ、第11条の2及び4に規定する一覧表に記載されており又は記載されることが適当であるがまだ記載されていないものにつき、当該締約国が表明する国際的援助の要請を受理し、検討する。当該要請は、当該物件を保護し、保存し、整備し又は活用することを確保するために行うことができる。
- 2 （略）
- 3 世界遺産委員会は、これらの要請についてとられる措置並びに適当な場合には援助の性質及び範囲を決定するものとし、同委員会のための当該政府との間の必要な取極の締結を承認する。
- 4～7 （略）
- 8 世界遺産委員会の決定は、出席しかつ投票する構成国の3分の2以上の多数による議決で行

う。同委員会の会合においては、過半数の構成国が出席していなければならない。

第14条 (略)

#### IV 世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための基金

第15条

- 1 この条約により顕著な普遍的価値を有する世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための基金 (以下「世界遺産基金」という。) を設立する。
- 2 (略)
- 3 世界遺産基金の資金は、次のものから成る。
  - (a) 締約国の分担金及び任意拠出金
  - (b) 次の者からの拠出金、贈与又は遺贈
    - (i) 締約国以外の国
    - (ii) 国際連合教育科学文化機関、国際連合の他の機関 (特に国際連合開発計画) 又は他の政府間機関
    - (iii) 公私の機関又は個人
  - (c)～(e) (略)
- 4 (略)

第16条

- 1 締約国は、追加の任意拠出金とは別に、2年に1回定期的に世界遺産基金に分担金を支払うことを約束する。 分担金の額は、国際連合教育科学文化機関の総会の間で開催される締約国会議がすべての締約国について適用される同一の百分率により決定する。(中略) 締約国の分担金の額は、いかなる場合にも、同機関の通常予算に対する当該締約国の分担金の額の1パーセントを超えないものとする。
- 2～5 (略)

第17条・第18条 (略)

#### V 国際的援助の条件及び態様

第19条

いかなる締約国も、顕著な普遍的価値を有する文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件で自国の領域内に存在するものため、国際的援助を要請することができる。 (以下略)

第20条・第21条 (略)

第22条

世界遺産委員会は、次の形態の援助を供与することができる。

- (a) 第11条の2及び4に規定する文化遺産及び自然遺産の保護、保存、整備及び活用において生ずる芸術上、学術上及び技術上の問題に関する研究
- (b) 同委員会が承認した作業が正しく実施されることを確保するための専門家、技術者及び熟練工の提供
- (c) 文化遺産及び自然遺産の認定、保護、保存、整備及び活用の分野におけるあらゆる水準の職員及び専門家の養成
- (d) 当該国が所有せず又は入手することができない機材の供与
- (e) 長期で返済することができる低利又は無利子の貸付け



(f) 例外的かつ特別な理由がある場合における返済を要しない補助金の供与

第 23 条～第 26 条 (略)

## VI 教育事業計画

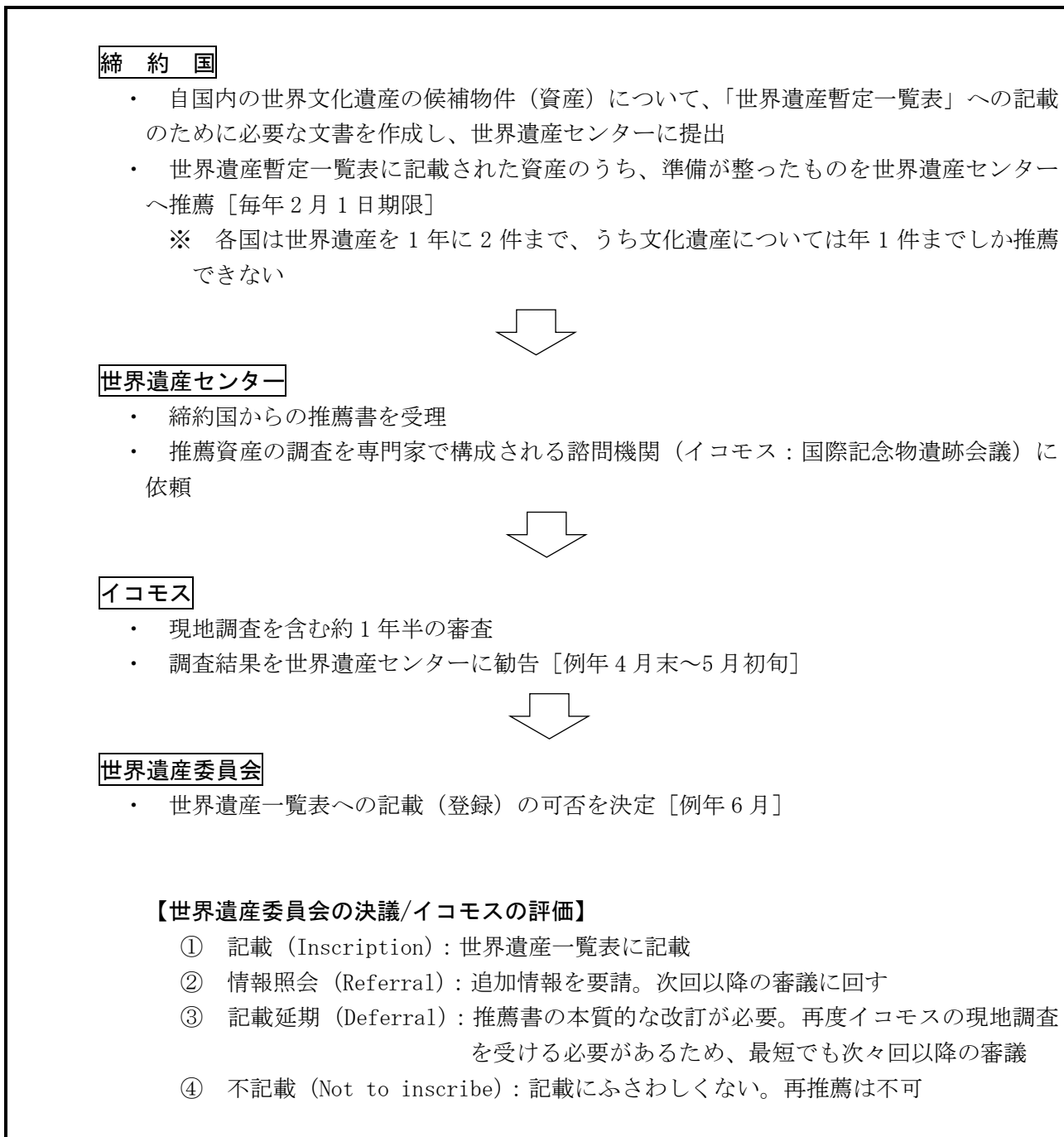
第 27 条

- 1 締約国は、あらゆる適当な手段を用いて、特に教育及び広報事業計画を通じて、自国民が第 1 条及び第 2 条に規定する文化遺産及び自然遺産を評価し及び尊重することを強化するよう努める。
- 2 締約国は、文化遺産及び自然遺産を脅かす危険並びにこの条約に従って実施される活動を広く公衆に周知させることを約束する。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 1－(1)－② 世界遺産一覧表への登録プロセス（文化遺産）



（注）文化庁の資料に基づき当省が作成した。

#### II. D 顕著な普遍的価値の評価基準

77. 本委員会は、ある資産が以下の基準（の一以上）を満たすとき、当該資産が顕著な普遍的価値（中略）を有するものとみなす。

- (i) 人類の創造的才能を表す傑作である。
- (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
- (iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。
- (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。
- (v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境のふれあいを代表する顕著な見本である（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）。
- (vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。
- (vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
- (viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
- (ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
- (x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

(注) 1 仮訳は文化庁による。

2 (i) から (vi) が文化遺産に関する基準、(vii) から (x) が自然遺産に関する基準となっている。

3 下線は当省が付した。

## II.D 顕著な普遍的価値の評価基準

(77. 略)

78. 顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、当該資産が完全性及び/又は真正性の条件についても満たしている必要がある。又、確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならぬ。

## II.E 完全性及び/又は真正性

### 真正性

79. 登録基準(i)から(vi)に基づいて推薦される資産は真正性(オーセンティシティ)の条件を満たすことが求められる。(以下略)

(80.～ 81. 略)

82. 文化遺産の種類、その文化的文脈によって一様ではないが、資産の文化的価値(登録推薦の根拠として提示される価値基準)が、下に示すような多様な属性における表現において真実かつ信用性を有する場合に、真正性の条件を満たしていると考え得る。

- ・ 形状、意匠
- ・ 材料、材質
- ・ 用途、機能
- ・ 伝統、技能、管理体制
- ・ 位置、セッティング
- ・ 言語その他の無形遺産
- ・ 精神、感性
- ・ その他の内部要素、外部要素

(83.～ 86. 略)

### 完全性

87. 世界遺産一覧表に登録推薦される資産は全て、完全性の条件を満たすことが求められる。

88. 完全性は、自然遺産及び/又は文化遺産とそれらの特質のすべてが無傷で包含されている度を測るためのものさしである。従って、完全性の条件を調べるためには、当該資産が以下の条件をどの程度満たしているかを評価する必要がある。

- a) 顕著な普遍的価値が発揮されるのに必要な要素がすべて含まれているか。
- b) 当該資産の重要性を示す特徴を不足なく代表するために適切な大きさが確保されているか。
- c) 開発及び/又は管理放棄による負の影響を受けているか。

(以下略)

89. 登録価値基準(i)から(vi)までに基づいて登録推薦される資産は、資産の物理的構造及び/又は重大な特徴が良好な状態であり、劣化の進行による影響がコントロールされていること。また、資産が有する価値の総体を現すのに必要な要素が、相当の割合包含されていること。文化的景観及び歴史的町並みその他の生きた資産については、これらの独自性を特徴づけている動的な機能が維持されていること。

(90.～ 95. 略)

(注) 1 仮訳は文化庁による。

2 下線は当省が付した。

## II.D 顕著な普遍的価値の評価基準

(77. 略)

78. 顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、当該資産が完全性及び/又は真正性の条件についても満たしている必要がある。又、確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならない。

## II.F 保護管理

96. 世界遺産資産の保護管理にあたっては、顕著な普遍的価値及び完全性及び/又は真正性の登録時の状態が、将来にわたって維持、強化されるように担保すること。

97. 世界遺産一覧表に登録されているすべての資産は、適切な長期的立法措置、規制措置、制度的措置、及び/又は伝統的手法により確実な保護管理が担保されていないなければならない。(以下略)

### 立法措置、規制措置、契約による保護措置

98. 資産の存続を保証し、顕著な普遍的価値及び完全性及び/又は真正性に影響を及ぼす可能性のある開発等から資産を保護するための立法措置、規制措置を国及び地方レベルで整備することが求められる。また、締約国は、それらの施策を十分かつ効果的に実施する必要がある。

(99. ～ 102. 略)

### 緩衝地帯

103. 資産を適切に保全するために必要な場合は、適切に緩衝地帯（バッファゾーン）を設定すること。

104. 緩衝地帯は、推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。推薦資産の直接のセッティング、重要な景色やその他資産の保護を支える重要な機能をもつ地域又は特性が含まれるべきである。緩衝地帯を成す範囲は、個々に適切なメカニズムによって決定されるべきである。登録推薦の際には、緩衝地帯の大きさ、特性及び緩衝地帯で許可される用途についての詳細及び資産と緩衝地帯の正確な境界を示す地図を提出すること。

(105. ～ 107. 略)

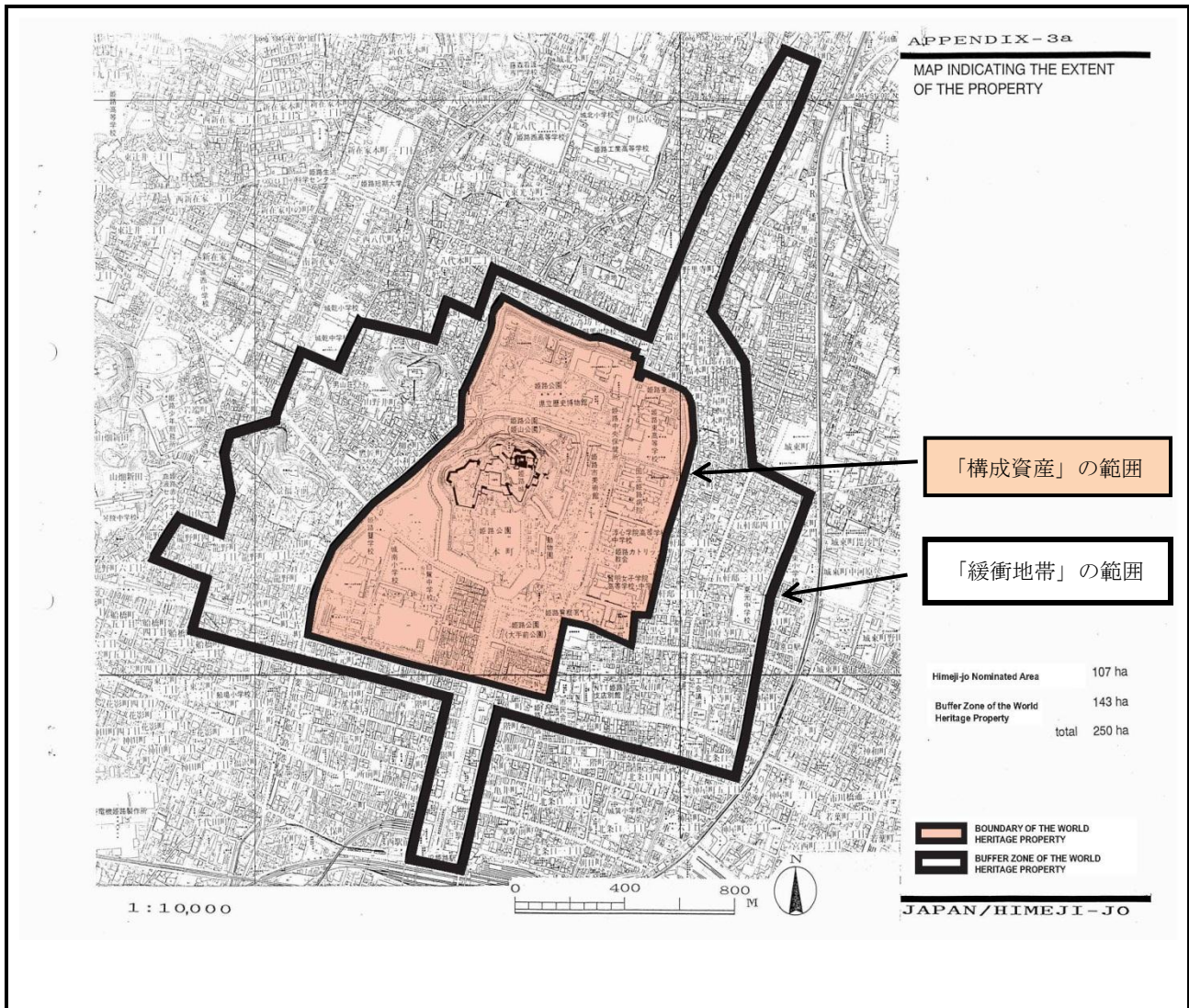
### 管理体制

108. 各登録推薦遺産には、資産の顕著な普遍的価値をどのように保全すべきか（参加型手法を用いることが望ましい）について明示した適切な管理計画の策定又は管理体制の設置を行うこと。

(以下略)

(注) 1 仮訳は文化庁による。  
2 下線は当省が付した。

図表 1-(1)-③-iv 構成資産と緩衝地帯の境界設定の例（姫路城）



(注)「姫路城」に係る「世界遺産一覧表記載推薦書」の附属資料に基づき当省が作成した。

図表 1－(1)－④ 世界遺産の保護の取組の強化に係る関係規定

<管理計画の策定>

○ 「世界遺産条約履行のための作業指針」(仮訳) <抜粋>

108. 各登録推薦資産には、資産の顕著な普遍的価値をどのように保全すべきか(参加型手法を用いることが望ましい) について明示した適切な管理計画の策定又は管理体制の設置を行うこと。

132. 登録推薦書が「完全」であると認められるためには、以下の要件を満たす必要がある。  
(1.～4. 略)

5. 保護管理 (Protection and Management)

(前略)

管理計画又は管理体制についての文書を 1 部登録推薦書に添付すること。存在する管理計画が英語またはフランス語でない場合は、管理計画の規定について英語又はフランス語で詳しく解説した資料を添付すること。

管理計画、又は管理体制に係る文書について詳細な分析、解説を行うこと。

上記の資料を含まない登録推薦は、第 115 段落に示したように、管理計画が整備されるまでの間の資産管理についての指針を示した他の文書が提出されない限り不完全とみなされる。

(6.～11. 略)

<定期報告の義務化>

○ 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成 4 年条約第 7 号) <抜粋>

第 29 条

1 締約国は、国際連合教育科学文化機関の総会が決定する期限及び様式で同総会に提出する報告において、この条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置その他の措置及びこの分野で得た経験の詳細に関する情報を提供する。

2 1 の報告については、世界遺産委員会に通知する。

3 世界遺産委員会は、その活動に関する報告書を国際連合教育科学文化機関の総会の通常会期ごとに提出する。

○ 「世界遺産条約履行のための作業指針」(仮訳) <抜粋>

199. 締約国は、世界遺産委員会を通じて、ユネスコ総会に対して、自国の領域内に存在する世界遺産資産の保全状況を含めて、条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置その他の措置に関する報告を提出することが求められる。

201. 定期的報告の主要な目的は以下の 4 点である。

a) 締約国の世界遺産条約適用状況に関して評価を示すこと。

b) 世界遺産一覧表登録資産の顕著な普遍的価値が維持されているかどうかについての評価を示すこと。

c) 変化する周辺状況及び、資産の保全状況を記録し、世界遺産資産についての最新の状況を提供すること。

d) 条約の履行及び世界遺産の保全に関して、締約国間で地域協力及び情報交換、経験の共有を行うための仕組みを提供すること。

203. 世界遺産委員会は、

- a) (略)
- b) 締約国に対して、6年毎に定期報告書を提出するよう要請し、
- c) 下表に従って、締約国の定期報告書を地域毎に審査することを決議し、

地域	審査対象とする資産の登録年	委員会により審査が行われる年
アラブ諸国	1992 以前	2000 年 12 月
アフリカ	1993 以前	2001 年 12 月/2002 年 7 月
アジア太平洋	1994 以前	2003 年 6 月 - 7 月
ラテンアメリカ・カリブ海	1995 以前	2004 年 6 月 - 7 月
ヨーロッパ・北アメリカ	1996 以前/1997 以前	2005 年 6 月 - 7 月/2006 年 6 月-7 月

- d) (略)

206. 締約国による定期的報告の書式は、以下の2つの区分から成る。

- a) 第Ⅰ節では、条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置その他の措置及びこの分野で得た経験の詳細に関して報告する。ここでは専ら、条約の関連条文中で定義されている一般的義務に係るものである。
- b) 第Ⅱ節では、関係締約国の領域内に存在する具体的な世界遺産資産の保全状況について報告する。ここでは、世界遺産資産のひとつひとつについて記述することが求められる。

208. 事務局は、各国の報告書をもとに「世界遺産地域別白書」報告書にとりまとめ、インターネット <http://whc.unesco.org/en/publications> 及び印刷版（世界遺産ペーパーシリーズ World Heritage Papers series）で公開している。

209. 世界遺産委員会は、定期的報告中で提起された問題点について慎重に審査を行い、関係地域の各締約国に助言を行う。

#### <資産に影響を与える現状変更の事前報告>

##### ○ 「世界遺産条約履行のための作業指針」（仮訳）<抜粋>

172. 世界遺産委員会は、条約締約国が、資産の顕著な普遍的価値に影響する可能性のある大規模な復元又は新規工事を、条約の下に保護されている地域において実施する場合若しくは許可しようとする場合は、その旨を事務局を通じて委員会に通知するように要請する。資産の顕著な普遍的価値の十分な保存を担保するための適切な解決策の検討について委員会が支援を行うことが可能となるように、できるだけ早い段階で（例えば、具体的な事業の基本（計画、設計）書を起草する前に）、また、変更不可能な決定を行う前の段階で、通知することが求められる。

(注) 1 仮訳は文化庁による。

2 下線は当省が付した。